環境局発注の物品等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額特名随意契約除く)令和3年度第4四半期

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	<u>随意契約理由</u> <u>(随意契約理由番号)</u>	WTO
1	大気汚染常時監視テレメータシステム用機器一式借入(再リース)	事務用品 賃貸	富士通リース(株)	3,321,120円	令和4年2月28日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G7	-

随意契約理由書

1 案件名称

大気汚染常時監視テレメータシステム用機器一式 借入

2 契約の相手方

富士通リース株式会社

3 随意契約理由

本件は、大気汚染防止法に基づき、市域における大気の汚染の状況を常時監視するために使用してきたテレメータ機器一式の借入(再リース)である。

今回の賃貸借契約に係る機器は、測定局(子局)に設置された自動測定機により 測定された大気環境データをオンラインで環境局ATC庁舎にある中央監視局(親 局)に伝送し、収録・処理するシステムの機器(サーバ機器、端末機器、ネットワ ーク機器、周辺装置及びラック)一式である。

当該機器は、令和4年2月28日で長期借入期間が満了し、令和5年3月1日からは、新たな大気環境常時監視システムが稼働予定であり、新システム導入までの間現行システムを安定的に稼働させ続けるためには、現行機器を再リースにより借入期間を延長する必要があることから、引き続き上記業者を契約相手とする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局環境管理部環境管理課環境情報グループ (電話番号 06-6615-7944)